

平成19年第4回潟上市議会定例会会議録（4日目）

○開 議 平成19年12月14日 午前10:00

○閉 会 午前11:41

○出席議員（19名）

1番 千田正英	2番 戸田俊樹	3番 児玉春雄
5番 澤井昭二郎	6番 藤原幸雄	7番 佐藤恵佐雄
8番 小林悟	9番 佐藤義久	11番 藤原典男
12番 佐藤幸孝	13番 佐藤昇	14番 伊藤博
15番 伊藤栄悦	16番 菅原久和	17番 中川光博
19番 大谷貞廣	20番 西村武	21番 堀井克見
22番 藤原幸作		

○欠席議員（2名）

4番 成田進 10番 赤平末次郎

○説明のための出席者

市 長	石川光男	副 市 長	鑑 利 行
教 育 長	小林洋	総 務 部 長	肥田野耕二
会計管理者兼会計課長	門間鋼悦	産業建設部長	伊藤賢志
水道局長兼水道課長	澤井昭	教 育 次 長	山平東
市民生活部長	菅生一也	福祉保健部長	丸谷昇
選挙管理委員会事務局長・ 監査委員事務局長	中泉作右衛門	総 務 課 長	鈴木公悦
市長公室長	鈴木司	財 政 課 長	幸村公明
税 務 課 長	伊藤正	産 業 課 長	山口義光
建 設 課 長	鈴木利美	総務学事課長	櫻庭新悦
幼児教育課長	伊藤清孝	生涯学習課長	瀬下三男
市民課長 兼飯田川総合窓口センター長	宮田隆悦	社会福祉課長	児玉俊幸
健 康 課 長	小林健一	収 納 課 長	菅原龍太郎

追分出張所長	鈴木久雄	農業委員会事務局長	田仲茂隆
下水道課長	藤原貞雄	都市整備課長	佐々木博信
国体事務局長	菅原徳志	スポーツ振興課長	根一
生活環境課長	鈴木鋼生	高齢福祉課長	伊藤律子
昭和総合窓口センター長	川上秀佐男	天王総合窓口センター長	三浦喜博
追分地区児童館長	櫻庭久俊		

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	門間裕一	議会事務局次長	伊藤正吉
--------	------	---------	------

平成19年第4回潟上市議会定例会日程表（第4号）

平成19年12月14日（4日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

- 日程第 1 議案第64号 潟上市職員の自己啓発等休業に関する条例（案）について
- 日程第 2 議案第65号 政治倫理の確立のための潟上市長の資産等の公開に関する
条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 3 議案第66号 潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例（案）について
- 日程第 4 議案第67号 潟上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条
例（案）について
- 日程第 5 議案第68号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例（案）について
- 日程第 6 議案第69号 潟上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
（案）について
- 日程第 7 議案第70号 潟上市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例（案）について
- 日程第 8 議案第71号 平成19年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）に
ついて
- 日程第 9 議案第72号 平成19年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第3号）（案）について
- 日程第10 議案第73号 平成19年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3
号）（案）について
- 日程第11 議案第74号 平成19年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算
（第2号）（案）について
- 日程第12 議案第75号 平成19年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2
号）（案）について
- 日程第13 議案第76号 平成19年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算
（第2号）（案）について

- 日程第 1 4 議案第 7 7 号 平成 1 9 年度潟上市土地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 1 5 議案第 7 8 号 平成 1 9 年度潟上市水道事業会計補正予算（第 4 号）（案）について
- 日程第 1 6 請願・陳情について
- 日程第 1 7 各常任委員会報告
総務常任委員長
社会厚生常任委員長
産業建設常任委員長
文教常任委員長
- 日程第 1 8 議案第 7 9 号 平成 1 9 年度潟上市一般会計補正予算（第 7 号）（案）について

午前10時00分 開議

○議長（藤原幸作） おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

4番成田 進議員ならびに10番赤平末次郎議員より欠席届けが提出されておりますことを報告致します。

定足数に達しておりますので、これより平成19年第4回潟上市議会定例会を再開致します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

なお、去る12月7日に議会運営委員会を開催し、アスベストに係る補正予算について本日の日程に追加議案として取り扱い致します。

【日程第1、議案第64号 潟上市職員の自己啓発等休業に関する条例（案）についてから 日程第16、請願・陳情について】

○議長（藤原幸作） 日程第1、議案第64号から日程第16、請願・陳情までを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

【日程第17、各常任委員会の報告】

○議長（藤原幸作） 日程第17、各常任委員会の報告を求めます。

付託されておりました各常任委員会の所管部分について、各常任委員長より、これまでの審査の経緯と結果について報告を求めます。

報告の順序は、総務常任委員会、社会厚生常任委員会、産業建設常任委員会、文教常任委員会の順に行います。

また、委員長の報告の後、各補正予算案については、質疑および討論までとし、採決につきましては各委員長報告が全部終了後にまとめて行います。

なお、条例案と請願・陳情については、その都度採決まで行います。

それでは、はじめに総務常任委員会の報告を求めます。15番。

【総務常任委員会の報告】

○総務常任委員長（伊藤栄悦） おはようございます。

平成19年第4回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成19年12月11日
2. 出席委員 藤原幸雄、千田正英、藤原典男、中川光博、堀井克見、伊藤栄悦
3. 説明当局 副市長、総務部長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長兼監査委員事務局長、議会事務局長、各関係課長
4. 書記 総務部 収納課 鈴木 整
5. 審査の経過と結果

議案第64号、潟上市職員の自己啓発等休業に関する条例（案）について。

本条例は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の自己啓発等休業について必要な事項を定めるため、関係条例を制定するものです。

委員からは、自己申告制なのか戦略的な条例として位置づけていくのかの展望、見通しについて、また、3か年の業務の埋め合わせをどうするのかとの質問があり、当局からは自己申告制であり、戦略的な考えでの条例ではない。また、職員には不利益をこうむらないように定められたもので、人事院の規定に基づくものであるとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第65号、政治倫理の確立のための潟上市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要があるため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第66号、潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、育児短時間勤務職員について規定する必要があるため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第67号、潟上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、

育児短時間勤務職員等について規定する必要があるため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第68号、潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、人事院勧告にかんがみ、職員の給料月額および扶養手当の額を改定し、あわせて地域手当について規定する必要があるため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第69号、潟上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要があるため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第70号、潟上市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律および地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、企業職員の部分休業等について規定する必要があるため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第71号、平成19年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）について。

歳入について申し上げます。

14款3項1目総務費委託金の地域人権啓発活動活性化事業委託金20万5,000円の増額ですが、当初の人権の花運動として歳出計上しており、今回歳入として確定したものです。

19款4項1目総務費受託事業収入は、昭和・天王土地改良区総代選挙が無投票となったため168万4,000円を減額したものです。

歳出について申し上げます。

1款1項1目議会費の印刷製本費については、3月定例議会の議会だよりを5月1日に発行していたものを4月1日に発行するための増額です。

2款1項1目3節一般管理費の退職手当負担金2,198万2,000円は、退職者17名分です。13節例規集データ更新委託料128万7,000円は、350ページの加除分です。9目電子計算

費の12節および14節については、現在使用しているNTTのADSLをBフレッツに切り替えたものです。12目生活交通費の地域公共交通会議委員報酬は、廃止バス路線について来年の4月までに県に対し報告をする必要があることから、会議を開くための予算を計上しました。

12款1項1目元金の償還金および割引料は、公的資金の繰上償還7件分であります。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第77号、平成19年度潟上市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入は、2款1項1目一般会計繰入金1,213万円の増額です。

歳出は、1款1項1目土地開発公社償還金1,213万円の増額で、債務負担行為の繰上償還分です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

陳情第16号、消費税の引き上げに反対する意見書採択を求める陳情について。

消費税の引き上げ等については、いまだ流動的であることから、本陳情は全会一致で趣旨採択すべきと決しました。

以上、総務常任委員会の報告と致します。

○議長（藤原幸作） これで報告を終わります。

これから議案の質疑に入りますが、質疑についてはご承知のとおり、ただいま報告されました委員長報告に対する質疑ですので、お願い致します。

最初に、ただいま総務常任委員長より報告のありました議案第64号、潟上市職員の自己啓発等休業に関する条例（案）について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決致します。本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されま

した。

次に、議案第65号、政治倫理の確立のための潟上市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第65号を採決致します。本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号、潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第66号を採決致します。本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号、潟上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第67号を採決致します。本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号、潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第68号を採決致します。本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員です。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号、潟上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第69号を採決致します。本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員です。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されま

した。

次に、議案第70号、潟上市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第70号を採決致します。本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号、平成19年度潟上市一般会計補正予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。2番。

○2番（戸田俊樹） この補正予算についてですね、初日に質問させていただきまして、人事院勧告に伴った0.1か月の賞与の引き下げについて質問をしまして、総額0.1か月下げた場合、どれくらい削減されるかということについてお伺いしたのですけれども、本会議場での報告がありませんので、総務常任委員会でそういうことについての質疑があったかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原幸作） 15番

○総務常任委員長（伊藤栄悦） 2番にお答え致します。

そのことについては、質疑がございませんでした。

○議長（藤原幸作） ほかに質疑ありませんか。2番

○2番（戸田俊樹） 例えばですね、そういうふうな質問をして、ここに資料がないのでお答えできないといった場合にですね、どこかで報告することはないものでしょうか。その辺についてちょっと諮りたいと思います。

○議長（藤原幸作） 暫時休憩致します。

午前10時19分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（藤原幸作） 再開致します。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第77号、平成19年度潟上市土地取得事業特別会計補正予算（案）について
質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、総務常任委員長報告の陳情第16号、消費税の引き上げに反対する意見書採択を
求める陳情について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第16号については、総務常任委員長の報告のとおり趣旨採択することに賛成の方
は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、陳情第16号は趣旨採択することに決定
になりました。

次に、社会厚生常任委員会の報告を求めます。14番。

【社会厚生常任委員会の報告】

○社会厚生常任委員長（伊藤 博） 平成19年第4回定例会で社会厚生常任委員会に付託

された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成19年12月11日
2. 出席委員 菅原久和、戸田俊樹、佐藤幸孝、藤原幸作、伊藤 博
3. 欠席委員 成田 進
4. 説明当局 福祉保健部長、市民生活部長、各関係課長
5. 書 記 福祉保健部 高齢福祉課 伊藤 強
6. 審査の経過と結果

議案第71号、平成19年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）について。

歳入13款1項1目民生費国庫負担金は、児童扶養手当給付費負担金175万円の増額で、対象者の増に伴うものです。

19款5項5目雑入は、廃タイヤ収集処理料34万8,000円の減額で、収集本数の減に伴うものです。

歳出各款にわたる人件費関係の補正は、人事院勧告による給与改定が主なものです。

3款1項5目国民健康保険費1,989万2,000円の増額は、国民健康保険特別会計繰出金です。

3款1項6目老人福祉費151万6,000円の減額は、敬老式に関する精算が主なものです。

3款2項3目母子父子福祉費525万1,000円の増額は、児童扶養手当対象者の増によるものです。

4款2項2目廃棄物対策費34万7,000円の減額は、廃タイヤ処分委託料で各家庭からの回収廃タイヤの減少によるものです。

4款2項3目クリーンセンター費17万1,000円の増額は、燃料費の単価引き上げと電気使用記の増加に伴うもの、それに粗大ごみ処理施設運転管理業務委託料やごみピット汚水処理委託料などの契約差額に伴う減額によるものです。

4款2項4目最終処分場費112万2,000円の減額は、各種分析測定業務委託料の契約差額等によるものです。

9款1項1目消防費150万3,000円の増額は、元木地区にある消火栓工事の負担金等によるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第72号、平成19年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について。

歳入歳出それぞれ3,320万8,000円を減額し、予算総額をそれぞれ35億4,656万4,000円とするものです。

歳入の主なものは、国庫支出金について過去の実績等により医療費を推計していたものが、推計を下回ったことによるものです。

歳出の主なものは、老人保健拠出金の減額によるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第73号、平成19年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について。

歳入歳出それぞれ4,079万7,000円を追加し、予算総額をそれぞれ22億2,914万5,000円とするものです。

歳入の主なものは、介護給付費の増により、国庫、県費の負担金、支払基金交付金等の増額によるものです。

歳出の主なものは、介護サービス費の増と特定入所者介護サービス費の増によるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

陳情第14号、後期高齢者医療制度に対する政府・厚生労働省への意見書の提出を要請する陳情書について。

後期高齢者医療制度に関しては、その趣旨・制度概要の説明を受け、県後期高齢者医療広域連合の設置について本市議会は平成18年12月定例会で可決している経緯があります。こうした状況から、制度の中止・撤回を求める本陳情について、全会一致で不採択すべきものと決しました。

陳情第15号、後期高齢者医療制度に対する広域連合への意見書の提出を要請する陳情書について。

本陳情は、陳情第14号と同様の状況であり、また、要望事項は広域連合において既に検討されていることでもあること等から、本陳情は全会一致で不採択すべきものと決しました。

以上、社会厚生常任委員会の報告と致します。

○議長（藤原幸作） これで報告を終わります。

ただいま社会厚生常任委員長より報告のありました、議案第71号、平成19年度潟上市一般会計補正予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第72号、平成19年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第73号、平成19年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、社会厚生常任委員長報告の陳情第14号、後期高齢者医療制度に対する政府・厚生労働省への意見書の提出を要請する陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番(藤原典男) 後期高齢者医療制度については、今、全国でいろいろ批判とか要望とか署名活動とかいろいろな問題がありまして政府に要望しているところなのですが、いろいろ問題ありますけれども、この第一の点は、今、健康保険条例では75歳以上の方に滞納しても保険証を発行するというかそういうことで健康を守っていただくということが大事なのですが、今度これに移れば保険料を滞納すれば保険証が取られる、なくなるということになれば、もうお金の切れ目が命の切れ目ということで、この問題が一番の、保険証がなくなるということが一番の問題だと思うのです。これについては、どういう議論というか討論致しましたのかということをお聞き致したいと思

います。

○議長（藤原幸作） 14番。

○社会厚生常任委員長（伊藤 博） 藤原議員のご質問にお答えを致します。

この陳情に関する議論の中で、たまたま議長が広域連合の議員でありまして、その会議の内容についても説明を加えていただいたという経緯があります。それで、今ご質問のいただいた、もし払わなかったら、滞納になったら保険証が取られてしまうということについての議論の行方ということでしたが、委員会の中では滞納、あるいは払わないということを経験した議論は致しませんでしたので、そのご質問の内容については議論がありませんでした。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで討論を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。まず、原案に反対者の発言を許します。発言席は、質問の演壇にお願いします。11番。

○11番（藤原典男） 反対の立場から行います。

私は、社会厚生委員会で採択とされた陳情書、後期高齢者医療制度に対する政府・厚生労働省への意見書の提出を要請する陳情書について、これは採択すべきだという立場から討論したいと思います。

この法律については、採択するまでの間、全国からいろいろな意見が出まして、署名では全国から2,000万人の署名、陳情が集中している現在では、12月議会で全国的にはどうなっているかわかりませんが、11月13日時点で短期間に285市町村の議会、県議会では岩手、福島、長野、富山、和歌山、徳島、香川、高知、鹿児島が県の連合ということで陳情書、意見書の採択となっております。それから隣の岩手県では、36自治体中31の自治体が中止、撤回すべきだということで採択されております。そして千葉、東京、埼玉、神奈川の1都3県の広域連合では、連合長名でこのままでは財政的に大変になるので国庫負担を増やすよう制度見直しの緊急要請をしております。

参議院選挙後、政府与党は当初考えていた70～74歳の医療費負担を1割から2割の負担に変更とか、また、1年間凍結する、そしてまた、社会保険に入っていた方の保険料の減免を行うとかということで法律の変更をしてきております。これはこの間の国民の皆さんの声が、やはりこれはするべきではないというようなことの反映だと思うわけで

す。この声を議会がどうとらえ、判断し、行動していくかということが大事になると思います。ある自治体では、老人クラブに申し入れたところかなりの反響がありまして、これはすべきではないという声も上がっております。当然、高齢者にもいろいろな負担や差別を強いるこの制度について、日本医師会は問題点を指摘し、実施を見直すよう主張しております。世界にも例のない年齢で医療制度を差別する保険制度は、これ以外ありません。

問題点を述べたいと思います。

1つは、患者負担は1割から2割負担になる。これは70～74歳ですけれども、これ1年間凍結とありますが、その後は2割負担ということで、そうなりますと年間2万円の負担割合になるというふうなことです。

それから2つめは、保険料負担増と医療差別になるということです。誰でも平等に医療を受ける制度が医療費の抑制で限度を設け、超える分は自己負担になるということなのです。

3つめは、長期療養する人が入院する療養病棟を6年間で23万床も削減し、病院から追い出すことが地域の医療と介護に深刻な打撃となるということです。そして、診療報酬の改定で療養病床の入院患者の半数を医療の必要性が低いと決めつけ、点数を大幅に引き下げ、終末期の医療では75歳以上の患者に在宅することを選択させて退院させた場合には病院への診療報酬を加算し、文字通り病院から追い出すことになることもこの中に入っております。

4つめは、混合診療の本格的導入で保険の効かない医療を拡大し、所得の格差が治療の格差と命の格差となる危険を一層拡大するということです。この背景には、保険料の負担を軽減させたいという日本の企業や財界、そしてアメリカの保険業者、医療業界の強い要望があったということも国会審議で明らかとなりました。

5つめは、健診のあり方を大きく変えることにもなるということです。現在は老人保健制度により市町村が住民の健診に責任を負っておりますが、この制度をなくし、健保組合など各保険者の健診が義務づけられるだけで、市町村の責任がなくなるということです。これは公衆衛生の面からも非常に問題であります。低い年金からも強制的に介護保険と一緒に保険料が引かれ、保険料を滞納すると今は禁止されている高齢者の保険証を取り上げるこの制度は、やはり中止・撤回していくべきだと思いますし、陳情書は採択すべきものと私は思います。

次の議案にもかかわりあることですが、後期高齢者医療制度に対する広域連合への意見書の提出を要請する陳情書についても同じような趣旨で、私は陳情は採択すべきだということで、議員各位の懸命なるご判断をお願い致します。

以上です。

○議長（藤原幸作） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第14号については、社会厚生常任委員長の報告のとおり不採択にすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立多数です。したがって、陳情第14号は不採択することに決定になりました。

次に、社会厚生常任委員長報告の陳情第15号、後期高齢者医療制度に対する広域連合への意見書の提出を要請する陳情書について、質疑を行います。11番。

○11番（藤原典男） 秋田県後期高齢者医療広域連合への陳情項目ということで5つ挙がっております。高齢者の生活実態を反映した保険料とすること、2つめは資格証明書を発行しないこと、3つめは保険料一部負担金の減免制度を独自に設けること、4つめは健診は従来どおり希望者全員が無料で受診できるようにすること、高齢者の意見を反映できる仕組みをつくること、そして制度の周知徹底を図るということで6つ挙げられておりますけれども、この一つ一つについてご審議されたのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（藤原幸作） 14番。

○社会厚生常任委員長（伊藤 博） 藤原議員のご質問にお答えを致します。

先ほどの14号のところでも申し上げましたように、この項目については、ここの報告にあるように既に広域連合の方で検討されているということ、検討中のものも含めて検討が加えられているということで、その内容につきましては先ほど申しましたように広域連合議会の議員である藤原議長が委員でありますので説明を加えていただいて、その内容を確認をしたところであります。ただし、2番めにあります資格証明書を発行しないことということにつきましては、広域連合の方でも検討はしていないと。というのは、先ほど申しましたように、資格証明書発行ありきの前提の制度ではないということで、

資格証明書というのは滞納、あるいは未払いの方に対しての措置であって、相互扶助の観点から考えれば、これを前提に議論するという事はないだろうという話し合いはなされております。

以上です。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第15号については、社会厚生常任委員長の報告のとおり不採択にすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立多数です。したがって、陳情第15号は不採択することに決定になりました。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。3番。

【産業建設常任委員会の報告】

○産業建設常任委員長（児玉春雄） 平成19年第4回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成19年12月11日、1日でございます。

2. 出席委員 佐藤義久、澤井昭二郎、佐藤 昇、赤平末次郎、私の5人全員でございます。

3. 説明当局 産業建設部長、水道局長、各関係課長

4. 書記には、水道局水道課の児玉亮悦さんをお願いをしております。

5. 審査の経過と結果

議案第71号、平成19年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）について。

歳入について申し上げます。

14款3項5目商工費委託金52万3,000円の減額は、昭和工業団地管理業務量の変更による委託金の減額です。

20款1項2目土木債10万円の増額は、各事業の精算に伴うものです。

歳出。

歳出の各款にわたる人件費については、人事院勧告による給与改定に伴う補正です。

歳出の主なものを申し上げます。

6款1項4目農地費97万5,000円減額の主なものは、農道の草刈り委託料の減によるものです。

6款1項5目農業用施設管理費30万円の減額は、野村多目的研修センターフェンス設置工事完了に伴う減額です。

7款1項1目商工振興費52万3,000円の減額は、昭和工業団地管理委託料の精算によるものです。

7款1項2目観光費77万8,000円の減額の主なものは、天王ふれあい交流センター地下水取水施設工事の精算によるものです。

7款1項3目地域活性化イベント事業費176万6,000円減額の主なものは、天王グリーンランドまつりの精算によるものです。

8款2項道路橋梁費1目、2目合わせ1,334万円減額の主なものは、補助事業を精算するため各種契約差額分を追分下出戸線舗装補修工事に組みかえて工事を延伸すること、また、家屋浸水の解消を図るため、昭和山神地区に排水ポンプの設置と舗装穴埋工事に伴うものです。

8款4項1目都市計画総務費153万5,000円の減額の主なものは、都市計画基本方針策定委託料の契約差額によるものです。

8款4項2目公園費245万9,000円増額の主なものは、公園内の電気料の増によるものです。

8款4項3目公共下水道費3,045万1,000円の減額は、下水道事業特別会計繰出金の減額によるものです。

8款5項2目住宅管理費491万円の増額の主なものは、市営住宅補修工事費の増額によるものです。

11款1項1目災害復旧費603万5,000円の増額は、9月16・17日の豪雨災害による復旧工事費の増額です。

委員からは、大雨等による長沼付近の農業被害対策について質問があり、当局からは新城川土地改良区と協議の上、対処したいとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第74号、平成19年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

歳入歳出それぞれ3,821万5,000円の増額で、主なものは事業の精算と公的資金の繰上償還に伴うものです。

委員からは、繰上償還についての詳細な説明が求められ、当局から借入年度と件数、償還額、償還年数、利率等の回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第75号、平成19年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

歳入歳出それぞれ3億1,776万5,000円の増額で、主なものは事業の精算と公的資金の繰上償還に伴うものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第76号、平成19年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

歳入歳出それぞれ111万7,000円の増額で、主なものは事業の精算によるものです。

委員からは、今後の合併処理浄化槽事業の見通しについて質問があり、当局からは次年度の申込件数の減少で、状況によっては事業計画の見直しが必要との回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第78号、平成19年度潟上市水道事業会計補正予算（第4号）（案）について。

収益的収入159万9,000円の増額に対し、収益的支出は126万3,000円の減額です。また、資本的収入2億8,889万9,000円の増額に対し、資本的支出は2億8,970万3,000円の増額です。

主なものは、公的資金の繰上償還に伴うものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

陳情第13号、病院道路敷地の寄付採納願いについて。

本件は、現地視察をした結果、現状の道路状態では市道としての安全性を確保できないため、コンクリート製の土留めの設置や側溝・防護柵の敷設を含めた道路改良を行う必要があります。多額の整備費用が伴います。

したがって、陳情者側との費用負担や工事にかかわる用地確保についての話し合

いの時間を要することから、全会一致で継続審査すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会の報告と致します。

○議長（藤原幸作） これで報告を終わります。

ただいま産業建設常任委員長より報告のありました、議案第71号、平成19年度潟上市一般会計補正予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。20番。

○20番（西村 武） 委員長、どうも御苦労さまでございました。今日は委員長には聞かないかなと思いましたが、委員長報告の3ページですね。この11款1項1目ですけれども、この災害復旧費、このことにつきましては別に異論はございませんけれども、ただ、関連で長沼付近の農業被害対策等ということで関連で報告しておりますけれども、これは関連で質問して関連で報告していいのかどうか、この辺のところですか、どうでしょうか。

○議長（藤原幸作） 3番。

○産業建設常任委員長（児玉春雄） 20番の西村議員にお答え致します。

関連して質問をしてもいいかどうか云々ということは私にもわかりませんが、いずれにしてもこのことについては、旧昭和の方で7件、それから飯田川の方に2件ということで9件をしたわけですけれども、それもみんな雨のためのことであって、それで委員からは天王の長沼の方にもこういうことがありましたということがあったものだから素直に審査をしたと、こういうことでございます。そして、内容はこのとおりでございまして、新城川さんの方とよく相談して決めたいと、こういうことでございます。

○議長（藤原幸作） 20番。

○20番（西村 武） まず本来であれば、例えばこの11款1項1目についての報告というのは全くなくて、ただ関連で長沼付近の農業被害対策と、こういう報告になっておりますので、これはおかしいのではないかなと思いますけれども、どうでしょうか。これから全部関連でこのような質問をしていってもいいのかどうか、この辺が問題です。

○議長（藤原幸作） 3番。

○産業建設常任委員長（児玉春雄） 先ほども申したように、私がどうのこうのということとはよく存じ上げません。大変勉強不足で申しわけございません。たまたま、何度もいうように、そういうことがございまして、皆さんもそれによって審査・審議したと、そういうことですので、どうかご理解を願いたいと思います。

○議長（藤原幸作） 20番。

○20番（西村 武） この問題はですね、本当にこれからも大事な問題なので、例えば委員長もよくわからなかったと、こういうことで報告していますので、議長の所見はどうでしょうか。

○議長（藤原幸作） 暫時休憩します。

午前10時54分 休憩

.....
午前10時55分 再開

○議長（藤原幸作） 再開致します。

ほかにありませんか。11番。

○11番（藤原典男） 委員長御苦労さまです。

3ページの8款4項2目の公園費の増額の主なものは、公園内の電気料の増によるものですということで、電気料の増にすればだいたい245万9,000円というのは大きいわけですがけれども、この内訳というのはどういうふうにして電気料が増になったのかということをお知らせお願い致します。

○議長（藤原幸作） 3番。

○産業建設常任委員長（児玉春雄） 藤原議員にお答え致します。

電気料は予算額が2,521万8,739円、支出済額1,560万958円、残額が961万7,781円と、それから平均月数が222万8,708円、残4か月分、それから水道料236万638円、支出済額が173万962円、残が62万9,670円、平均月額が28万8,494円と、それで残2か月分と、前年度実績の2,868万4,012円ということで、公園の施設の光熱水費でグリーンランド内の電気消費量が特に多く、ほかには農村公園の街灯等、10月までの7か月を経過し、今後残額の不足が予測されるためと、こういう答弁をいただいております。

○議長（藤原幸作） 11番。

○11番（藤原典男） かかったことはかかったのですがけれども、例えば灯油の値上げが電気料にひびいたとかそういうふうな、なぜ電気料が多くなったのかということをお聞きしたのですがけれども、宜しくお願いします。

○議長（藤原幸作） 3番。

○産業建設常任委員長（児玉春雄） 今回は特にグリーンランド内の電気消費量が特に多かったと、こういうことでございます。

○議長（藤原幸作） 11番。

○11番（藤原典男） なぜ多くなったのかという理由をお聞きしたいのですけれども、もしそこまで審議されておりましたら宜しく申し上げます。

○議長（藤原幸作） 3番。

○産業建設常任委員長（児玉春雄） それ以上の審査はしてございません。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第74号、平成19年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（案）について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第75号、平成19年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第76号、平成19年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第78号、平成19年度潟上市水道事業会計補正予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、産業建設常任委員長報告の陳情第13号、病院道路敷地の寄付採納願いについて質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第13号については、産業建設常任委員長の報告のとおり継続審査することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、陳情第13号は報告のとおり継続審査することに決定になりました。

暫時休憩します。再開は11時10分とします。

午前11時01分 休憩

.....
午前11時10分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き、会議を再開致します。

次に、文教常任委員会の報告を求めます。7番。

【文教常任委員会の報告】

○文教常任委員長（佐藤恵佐雄） 平成19年第4回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成19年12月11日

2. 出席委員 大谷貞廣、小林 悟、西村 武、佐藤恵佐雄

3. 説明当局 教育長、教育次長、各関係課局長

4. 書 記 教育委員会 国体事務局 川上裕隆

5. 審査の経過と結果

議案第71号、平成19年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）について。

歳入について。

13款1項1目民生費国庫負担金51万2,000円と14款1項1目民生費県負担金25万6,000円の減額は、広域保育にかかわる保育所運営費負担金で、園児2名の退園に伴うものであります。

14款2項2目民生費県補助金174万5,000円の増額は、ひとり親家庭児童保育援助費補助金で、年間所得税が3,000円未満の家庭が補助対象となるもので、児童30名にかかわるものであります。

19款5項5目雑入150万円の増額は、「ローソン緑の街基金」植樹事業助成金で、国土緑化推進機構から地域の緑化を進めるため助成するものであります。

委員からは、事業内容について質問があり、全国チェーンである「ローソンの募金」を基金として全国的に植樹活動を行っている旨の説明がありました。

歳出について。

はじめに、各款にわたり人件費関係の補正がありますが、これは人事院勧告に伴う給料、手当、共済組合、互助会、退職組合負担金の変更によるものであります。

次に、3款2項1目児童福祉総務費85万円の増額は、若竹幼児教育センターバス運転手の休暇に伴う賃金34万円の減額と、ひとり親家庭児童保育援助費154万円の増額が主なものであります。

3款2項5目保育園費1,474万1,000円の減額は、臨時保育士賃金1,068万円と給食用賄材料費271万円の減額が主なものであります。

委員からは、保育園の運営面、待機児童、臨時保育士の待遇等について質問があり、0歳児や1歳児などの入園児が増加する中で、安全で安心な保育環境や臨時保育士の待遇改善を図りながら保育サービスの充実に努めるとの回答がありました。

3款2項7目放課後児童健全育成費7万9,000円の増額は、燃料費の単価アップによるものであります。

10款1項2目事務局費566万8,000円の増額は、各種大会の参加する児童生徒派遣費補

助金583万4,000円が主なものであります。

委員からは、どのような大会を予定しているかとの質問があり、中体連、吹奏楽、スポ少大会にかかわるものや天王南中学校女子剣道全国大会等を予定しているとの回答がありました。

10款2項1目学校管理費79万6,000円の増額は、出戸小学校の特別な教育的支援を要する子供に対し、特別支援員を配置するための臨時事務賃金37万8,000円が主なものであります。

10款3項1目学校管理費371万7,000円の増額は、各中学校の施設修繕料と天王南中学校にかかわる植樹事業業務委託料150万円が主なものであります。

委員からは、樹木の種類、本数、植栽箇所の選定された経緯について質問があり、樹木の種類本数はストロブマツ20本、ヤマボウシ18本、モミジ25本を予定しており、選定の経緯については天王南中学校周辺は松枯れの被害が非常に多いことや環境学習への取り組みなどが評価され、今年度の補助事業として採択されたものとの回答がありました。

10款4項2目幼稚園費163万7,000円の減額は、臨時教諭賃金159万9,000円が主なもので、天王幼稚園および出戸幼稚園の障害児に係るものであります。

10款6項1目社会教育総務費88万8,000円の増額は、備品購入費75万円で、公用車購入が主なものであります。

委員からは、公用車の車種等について質問があり、中古の普通車を購入したいとの回答がありました。

10款6項3目公民館費69万8,000円の減額は、各種事業の実績等精査によるものであります。

10款7項4目国体事務局費221万4,000円の増額は、国体開催までの諸準備に要した時間外手当189万8,000円が主なものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教常任委員会のご報告とします。

○議長（藤原幸作） これで報告を終わります。

これより、議案第71号、平成19年度潟上市一般会計補正予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。2番。

○2番（戸田俊樹） 委員長、どうも御苦労さまです。

4 ページの10款 6 項 1 目のお車をお買い上げなさるようですけれども、備品購入費75 万円で公用車、中古の普通車とありますけれども、車種はいいですけれども排気量は2 リッターを超えるわけですか。そういうところの質疑はありましたか。

○議長（藤原幸作） 7 番。

○文教常任委員長（佐藤恵佐雄） 2 番戸田議員にお答えします。

そこの排気量までは審査しなかったと思いますけれども、まずいずれにしましても平成7年車で9万キロメートルを走っておる関係で、そしてこのたびまず普通車としての中古を購入したいと、このような旨の話をしております。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、これより平成19年各補正予算案について、順次起立採決をもって行いますので、ご協力お願いします。

最初に、議案第71号、平成19年度潟上市一般会計補正予算（案）について採決を行います。本案に対する各常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立多数です。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号、平成19年度潟上市国民健康保険特別会計補正予算（案）について採決を行います。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号、平成19年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（案）について採決を行います。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は原案のと

おり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号、平成19年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（案）について採決を行います。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号、平成19年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（案）について採決を行います。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号、平成19年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（案）について採決を行います。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号、平成19年度潟上市土地取得事業特別会計補正予算（案）について採決を行います。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号、平成19年度潟上市水道事業会計補正予算（案）について採決を行います。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定

することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

【日程第18、議案第79号 平成19年度潟上市一般会計補正予算（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第18、議案第79号、平成19年度潟上市一般会計補正予算（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

当局より提案理由の説明を求めます。さきに小林教育長より概要について説明致します。小林教育長。

○教育長（小林 洋） 東湖小学校におけるアスベストの問題についてご報告致します。

東湖小学校におけるアスベスト問題につきましては、議会をはじめ市民の皆様にはアスベストに対する不安とご心配をおかけし深くお詫び申し上げます。

まずこのことは緊急事態でもあったことから、いち早く児童ならびに教職員へボイラー室へのアスベストの存在を周知するとともに、ボイラー室の廊下側のドアを閉鎖するなど緊急措置を講じました。さらに、常に安全・安心な環境の確保に万全を期するという観点から、アスベストの飛散状況を確認するため専門業者にボイラー室およびその周辺についてアスベスト濃度の測定と分析を依頼したところであります。

その結果、アスベストの飛散もなく人体への影響をおよぼすことがないことが判明したものの、アスベストに対する関係者の不安と心配に対する払拭が重要な責務と考え、先日、緊急に保護者、学校評議員、地区町内会長等への説明会を行い、これまでの経緯と今後の対応について説明した上でご理解をいただいたところであります。

この後、アスベストの除去工事に伴う関係予算の追加提案については次長から説明させていただきますので、宜しく願い申し上げます。

改めて、申しわけありませんでした。お詫び申し上げます。

○議長（藤原幸作） 次に、山平教育次長より詳細についての説明を致します。山平教育次長。

○教育次長（山平 東） まず、このたびのアスベストの件につきましては、本当に皆様にご迷惑をかけました。申しわけなく思っております。まことに申しわけございませんでした。

それでは、議案第79号、平成19年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）について。

別紙のとおり

平成19年12月14日提出 潟上市長 石川光男

次のページをお願いしたいと思います。次の予算の方をお願い致します。別紙の方をお願い致します。

議案第79号 平成19年度潟上市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ451万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億6,155万5,000円とする。

4ページをお願い致します。

最初に、歳入について申し上げます。

18款繰越金1項繰越金1目繰越金、このたびの補正451万5,000円でございます。1節繰越金前年度繰越金でございます。

それから、次に歳出について申し上げます。

10款教育費2項小学校費1目学校管理費、このたびの補正額は451万5,000円でございます。15節工事請負費でございます。これは東湖小学校のボイラー室アスベスト除去工事でございます。ボイラー室の床面積は67平米、約20坪あります。そしてアスベストの除去面積は、天井および内壁を入れて107平米、約32坪でございます。

アスベストのこの後の流れを申し上げていきたいと思っております。除去のことについて申し上げていきたいと思っております。

アスベスト除去作業については、床と天井の間を仕切って上と下に1つの部屋を作ります。さらに天井にあるアスベストに吹きつけをして固めてから除去するので、下に飛散しないように作業を進めてまいりますので、アスベストが外に飛散することはないとのことでした。

また、アスベスト除去工事の工期については、児童、教職員、地域の安全・安心な環境を確保するために早急に除去工事を進めてまいりたいと思っておりますが、法令によりアスベスト除去作業届け書を提出後、14日間作業に着手できないとのことになっております。その理由としては2つあります。労働安全衛生法第88条第4項で、アスベスト除去作業を実施する場合は、建設計画を作業を開始する14日前まで労働基準監督署に建設計画書を届けなければならない。もう一つは、大気汚染防止法第18条の15第1項で、アスベス

ト除去作業を実施する場合は、特定粉塵排出等作業を開始する14日前までに都道府県知事に作業計画書を届けなければならないと決められておりますので、このために12月中には除去作業を進めることができません。正月休みもありますので、早くても1月7日から作業にかかることとなります。小学校の冬休みは12月26日から1月14日までですので、14日まではアスベスト除去作業を全部終わらせたいと思っております。その後の天井の仕上げ、吹きつけや解体撤去等は1月19日ごろまでとし、その後、報告書作成期間等がありますので、工期は1月30日ごろくらいになると見込まれておりますので、どうぞ宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸作） これの説明を終わります。

これより議案第79号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（藤原典男） この予算額については私あれこれ言いませんけれども、今後の対策としまして、このアスベストを含んでいる該当している建物については、改修、修理、そして解体まで全部長期間にわたって管理していかなければいけないということで、これを怠れば住民に対する健康被害とかいろいろなことが起きてくるわけですがけれども、担当者が何回かかわっていても、このものがあるんだと、現存するんだと。そしてまたこういうふうにしていくんだというマニュアルとかができていると思うのですけれども、そこら辺についてはどうでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（藤原幸作） 教育長。

○教育長（小林 洋） 常に私どもは危機管理意識を持ちながら対応してきたところでありますけれども、今回このような事態でもって非常に残念なことであります。これからも先ほど話ありましたように、解体、あるいは改築等については、順次その検討の機関の中でやりたいと思っておりますけれども、これは引継書にきちんと記載しておりますので、このことを明記してありますので、これを引き継いでいきたいなと思っております。

以上であります。

○議長（藤原幸作） 9番。

○9番（佐藤義久） ボイラー室のアスベストの除去工事のみであります。今、次長からボイラー室の構造、その他お話ありませんでした。これがどういう状態でアスベストがあるのかちょっと見えません。撤去だけでいいのか、こういう点でその一点、まずお聞きしたいと思います。お答えによってはもう一回お聞きしますので、宜しくお願いします。

○議長（藤原幸作） 山平教育次長。

○教育次長（山平 東） ボイラー室のアスベスト状況については、上に吹きつけをされたアスベストでございます。したがって、内からは見えるようになっておりますし、また、飛散のないように先ほど教育長も言いましたように測定をしております。それについては安全ということでございました。

構造はコンクリートでございます。コンクリートに吹きつけをしております。

○議長（藤原幸作） 9番。

○9番（佐藤義久） そうすると、アスベストが何のために吹きつけたのかおわかりですか。もし断熱というかそういう状況で吹きつけられたのであれば、除去してそのままの状態でも、コンクリートだっていうから大丈夫かと思うのですが、鉄骨等あって簡易耐火というような状況で吹きつけたものであれば、その修復工事があると思うのです。鉄骨むき出しの場合、関連して、私も状態を見ていないのでちょっと何ですけれども、鉄骨むき出しであればこれいささか修復工事がかかってくるのではないかと思いますので、その点についてお答えください。

○議長（藤原幸作） 山平教育次長。

○教育次長（山平 東） アスベストはどのようにして使用されているかということでございますけれども、断熱として吹きつけをされております。そして鉄骨、コンクリートですけれども、鉄骨の方は外に見えておりません。ただ、コンクリートの上に吹きつけしたものでございますので、以上でございます。

○議長（藤原幸作） 9番。

○9番（佐藤義久） 簡易耐火をされておるとすれば、これは問題があるので、その辺、鉄骨造がむき出しにならないかどうかということがあると思いますので、今後注意しておいてください。

それから、特殊建築物でありますから、調査資格者にお願いはしてあるのだと思いますが、期間、6か月から3年以内に随時報告があると思うのですけれども、それは委託しておりますかどうか確認しておきたいと思います。

○議長（藤原幸作） 暫時休憩します。

午前11時36分 休憩

.....
午前11時36分 再開

○議長（藤原幸作） 再開致します。

○教育次長（山平 東） 学校全体に対して委託をしておりますので、委託はしております。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。2番。

○2番（戸田俊樹） 第4回定例会の初日にこれが発覚したということですのでけれども、5月の段階でもう既に担当者はご承知であったということで、6か月間知らなかったということですから、その間何でそれがわからなかったのか、その原因というや要因というかちょっとお話をください。

○議長（藤原幸作） 教育長。

○教育長（小林 洋） この前にも答弁申し上げたところでありますけれども、これが18年9月に基準が変わったということでありました。それから、その年の、今年度の当初予算に委託をしまして調べたところでありますけれども、この間、6か月も放置したのじゃないかということでありまして、全くこれは私は怠慢であると、私を含めて怠慢であり、危機管理意識が甘かったということでありまして。本当はわかった時点で直ちに対応しなきゃならないというのが私の姿勢でありますけれども、そのことが遅れてしまいましたこと、改めてお詫び申し上げたいと思います。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。20番。

○20番（西村 武） これはちょっと確認ですけれども、ただいまの教育長の方からも規則の一部が改正になったと、こういうことでございますけれども、その前は1%でしたけれども、改正によりまして0.1%ですね。前にそういう除去作業をしてきましたので、あとこれで全部なのかどうかということを一と確認したいわけですが、いかがでしょう。

○議長（藤原幸作） 山平教育次長。

○教育次長（山平 東） 西村議員にお答え致します。

これで全部かということでございますけれども、平成17年12月19日、分析結果が報告されております。その中に湖岸保育園の屋根の裏、これにはアスベストがあるという報告があります。ただ、密閉されておりますので、それは何ら使用に問題はないと。そしてその後にも先ほど言いましたようにアスベストの、空気中にアスベストが飛散しているかという測定もしております。

もう一つは飯田川公民館の廊下のクッションフロア、この下にもあるということは報

告されております。これもいろいろな密閉されて張りつけをされていますので、何ら支障がないということをございましたので、報告させていただきます。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第79号を採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議されました案件は、全部終了しました。

これにて平成19年第4回潟上市議会定例会を閉会致します。

どうも御苦労さまでした。

午前11時41分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 藤 原 幸 作

〃 署名議員 児 玉 春 雄

〃 署名議員 澤 井 昭二郎